

調剤及び試験検査に必要な設備及び器具

薬局開設者が調剤に必要な設備及び器具

薬局の名称							
品目	数量	品目	数量	品目	数量	品目	数量
液量器	50cc 未満	はかり（感量 10mg 及び感量100mg）		薬匙		金属製	
	50cc 以上					ビーカー	角製
温度計（100 度）		ふるい器		ロート			
水浴		へら		調剤に 必要 な 書 籍		日本薬局方及びその 解説に関するもの	
調剤台						金属製	薬事関係法規に 関するもの
軟こう板		メスピペット		調剤技術等に関する もの（調剤指針）			
乳鉢（散剤用）・乳棒		メスフラスコ又は メスシリンダ ー		当該薬局で取扱う 医薬品の添付文書に 関するもの			

薬局製剤製造業者が試験検査に必要な設備及び器具

品目	数量	品目	数量	品目	数量
顕微鏡，ルーペ又は 粉末 X 線回折装置		薄層クロマトグラフ 装置★		崩壊度試験器★	
試験検査台		比重計又は 振動式密度計		融点測定器	
デシケータ		p H計★		試験検査に必要な書籍	
はかり★	感量 1mg	ブンゼンバーナー又は アルコールランプ		薬局製剤業務指針	
厚生労働大臣指定の 試験検査機関の利用		無 ・ 有 （名称 ）			

- ・ 試験検査台については、調剤台を試験検査台として用いる場合であって、試験検査及び調剤の双方に支障がないと認められるときは省略できる。
- ・ ★印のものについては、厚生労働大臣の指定した試験検査機関を利用して自己の責任において試験検査を行う場合であって、支障がなく、かつやむを得ないと認められるときは省略できる。